

6 基本協定書（案）に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	3	4	3		事業契約についての協議及び締結	入札提案書類提出日から事業契約締結までの期間における物価及び賃金等の上昇に伴う影響については、当該条項に基づく協議により事業契約締結時の各契約金額に反映させることができる理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結日の金額については入札提案価格とします。
2	3	5	1	1	事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金	「ウ落札者（落札者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の罪を犯し、その刑が確定したとき。」とありますが、ア・イと同様に本号についても本事業の入札に関して有効との理解でよろしいでしょうか。	第5条第1項（1）ウを「本件事業の入札に関し、罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで刑事訴訟法第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき」と修正します。
3	3	5	(1)	ウ	事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金	「本件事業の入札に関し、」落札者が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の罪を犯し、その刑が確定したときのみ、本号に該当し、本件事業の入札とは関係なく該当条文の刑が確定したときは該当しないという理解でよろしいでしょうか。 （なお、建設工事請負契約書（案）第47条(12)ハでは、「この契約に関し」という限定が明示に付されております）	NO.2の回答を参照ください。
4	4	5	3		事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金	当該条項の前に第2項がないため、当該条項以下の条項数は誤記でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ご指摘のと通りの訂正といたします。
5	4	5	3		事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金	第5条に2項がないため、3項以下を繰り上げて読み替える理解でよろしいでしょうか。誤記の場合、契約協議時に修正をお願いします。	お見込みのとおりです。ご指摘のと通りの訂正といたします。
6	9				別紙2	出資者保証書には、運営事業者の設立日など基本協定書締結時には記載できない事項がございます。したがいまして、本協定書締結時に、別紙2はブランクで基本協定書に閉じこむ理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。